

平成29年度第2回南関町農業委員会会議録

平成29年5月10日(水)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
9番 北原照代君
10番 竹島久利君
5. 議 事
第5号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第7号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松本 泰典 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君

書 記 上 田 賢 君

平成29年度第2回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） ただいまから第2回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めていきたいと思います。

本日は、全員出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、2番の農業委員憲章朗読を4番、矢野委員さん、よろしくお願いいたします。

○4番（矢野 房幸君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） あらためまして、こんにちは。

いよいよ農繁期になってまいりまして、先ほども話があったおりましたように早い方は種蒔きも済んだかと思えます。また今からの方もおられると思えます。今日はお忙しい中、ご苦勞さんでございますが、よろしくお願いいたしますと思えます。

また、本年度も、29年度も農業委員会活動記録簿は今日配付してございます。それからですね、やはり先日の経済課とちょっと話したところ、今まではなかなか転作も達成するのもおおごとだったというこっでございまして。このごろになりまして、米の値段も下がったけんかもわかりませんが、今は私げん部落もかわりません。もう作らんですかちゅう、返って推進せなんごつ時代になってまいりました。こういうことで、そういう反面、そうなればやはり棚田とかなんとかは荒地が出てくるということでございますので、基盤整備あたりもお願いしながらなるべく南関町も優良農地を確保していくように頑張っていきたいと思えますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、早速総会に入りたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長（寺本 藤雄君） ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以後の議事の進行は、松村会長をお願いいたします。

携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名委員として、9番、北原委員、10番、竹島委員を指名いたします。よろしくようお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、早速審議に入りたいと思います。

第5号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題いたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第5号議案、農地法3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成29年3月6日、申請番号255号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

2番、受付日、平成29年4月24日、申請番号14号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、売買による所有権移転です。

3番と4番は同一の申請となります。受付日、平成29年4月24日、申請番号13号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、売買による所有権移転です。

5番から8番は同一の申請となります。受付日、平成29年4月24日、申請番号15号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第5号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向されました委員よりの補足説明をお願いいたします。

まず6番、山本委員、次に4番、矢野委員、次に5番、原委員、最後に荒木委員、お願いいたします。よろしくようお願いいたします。

○6番（山本 精武君） はい、6番の山本です。先月の27日に事務局と推進委員の前川氏と3人で現地確認に行ってきました。

地図を反対に見てもらったらわかりやすいと思いますけど、右下の三角の家が○○です。○○○から上のほうに○○○に向かって行く道があります。それを100mぐらい行ったところのほうから下のほうに道路があって、下りて5mぐらいちょっと低くなっていますが、そこがその田んぼです。もともとここは全体的に田んぼでしたけども、ここ5、6年のあいだにご覧のように手前のほうに家が何軒か建っていますけど、一番下は、左は○○○で、真ん中が申請人の方の自宅、そして、右のほうはこの人が経営されている民間のアパートですかね。それでこの1筆になっていますけど、形としては2枚の田んぼになっていました。ゆくゆくはこれもまた地目変換されるかと心配していますが、事務局の話では利用するということでしたので、審議をよろしくお願いします。

○議長（松村 公正君） 次、矢野委員。

○4番（矢野 房幸君） 5月2日に事務局、上田さん、推進委員の島崎さんと1時過ぎより現地確認に行っていました。

現地は、地図の2枚目をお願いします。○○○から荒尾線のバイパス、○○○に入りに荒尾に向かって右折したところの真下です。何mもありません。今、3枚ぐらいの畑、棚田のようになっておりますが、一番下は田んぼを作って、この該当するところは今回の件ですが、上と一番下の番号づけに上から1、2、3とつけますと、所有者は1番のところはまったく触りません。今回の件もこれは、今管理はちょっと草切ってちょっと管理してある部落ばってん、恐らく遊休農地解消にもなると思います。ここ一面、買受人の方の所有地になれば、遊休地解消にもなると思いますので、審議よろしくお願いします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

続きまして、原委員。

○5番（原 靖君） はい、5番の原です。次のページに入っていて、昨日、事務局と中河原さんと3人で現場のほうに、まわってまいりました。

場所は、今、○○○に向かっていきますと、今、○○○さんが造成されていますよね。広く。○○○さん、○○○があったところらへん、あの上のほうにあります。これでは、今、竹藪になっていますが、写真は、その上の上のほうになります。農道から入ると今現在ここは○○○さんがクリの手入れをしっかりとされていましたので、下草もしっかり刈られていまして、農地として売買ですが、何も問題はないかなというふうに思います。○○○さんも一人で後継者もいらっしゃらないので、自分のところでも土地とか畑とかは全部自分が生きているうちに処分してしまいたいとい

うことを前々から言われていましたので、売られたのかなと思います。畑のほうはしっかりと管理されておりました。以上です。審議のほうよろしく願いいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

続きまして、荒木委員、お願いいたします。

○2番（荒木 勝治君） 2番の荒木です。5月1日、役場の人と西山推進委員さんと行きました。

場所は、〇〇〇から西南の方角というか、ちょっと私たちもわかりづらかったですけど、〇〇〇がありますね。わかりますか、あのあたり、〇〇〇。あの東のほうなんです。これは。一応方角としては北。その〇〇〇から1kmぐらいのところでもんね。ちょっと道路が県境になるんですかね。ちょっと道路から見えないんですけど、大体この図面からはずれたところぐらいが、道路が通っています。私たちが探したんですけど、わからなかったですもんね。この右手のほうにちょっと道路みたいなやつがあるでしょう。これを入れていって、ここだったでしょうね。行ったつは。ここの辺から入った、右側のほうから、そして山を通過して、ここまで行って、やっと現地がわかったんですけどね。面積がちょっと結構広いんですよ。それで一回りするとか、ここまっすぐ下ってしまって、そこから眺めたところが木はだいぶ枯れていたんですよ。枯れてはいました。それで、上のほうを眺めてみたら、ちょうど来ておられたっです。今度買われた地主さんがですね。両親と息子さんです。そのとき会って、3、4人ですか、話したところ、息子さんが認定農業者になられて、新規参入をされるらしいんですよ。そんなだったですよ。新規参入をして、ここを、改植を来年度からでも申請をしてやりたいという意欲はありました。ほかに付け加えることはどやんやったですかね。意欲はありました。そういうことです。よろしく願いします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。何かこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

○5番（原 靖君） はい、5番。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） 〇〇〇さん、〇〇〇さんとかも購入されていますけども、やっぱり農地で買ったときに、すぐ宅地とかの転用はできないと思うんですが、そんなのは何年間とか決まってるんですか。

○事務局（上田 賢君） 厳密には一応決まってないっていう形にはなります。例えば、通常考えられる内容としては、ご本人さんの状況とかが変わらない、例えば農地を

買われたけれども、世帯の中の方が病気になってできない方が出たとかで農業経営ができなくなった場合とかは考慮するところはあるんですけども、法的に何年間という確か区切りはなかったと思います。ただ、例えば農地で買って、すぐに転用に出しましたと。なんらなんも変わってないのにそういうことをされる場合は、ご本人さんのその事業計画等々に信頼性が持たれるかとかっていうところで判断するところはあるかなと。例えば、転用を別のところを出しとって、その事業が終わってないのに次の転用を出されるとか、なんか無断転用をされているところがあるのに転用手続きをされると。そういったふうな信頼性、その人の本人さんの信頼性というところに総会の中の影響が出てくるところかなと思います。だから、繰り返しますが、何年間は動かしちゃだめですよってというのは厳密にはないという形です。

○5番（原 靖君） はい、わかりました。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第5号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

異議なしと認め、5号議案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、第6号議案、農地法第5条1項の規定による許可申請を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転。受付日、平成29年4月24日、申請番号16号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、宅地の拡張であり、県道工事に伴う代替地になります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第6号議案は、農地法第5条1項の規定に基づく許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員さんよりの補足説明をお願いいたします。

10番、竹島委員、お願いいたします。

○10番（竹島 久利君） はい、10番の竹島でございます。事務局より説明があり

ました件につきまして補足説明をします。8日に推進委員の平川君と事務局とで現地調査をいたしました。

現地は写真を見てもらうとわかりますように、下のほうは〇〇〇です。その反対側が申請人の自宅です。それで、これは、今県が進めている県道3号の舗道の設置工事がここにちょっとかかったもので、現在進入道路を用地買収にかかりまして、そのまんま舗道をつくって、進入道路をつくれればちょっと手狭になって入りにくいちゅうことで、申請地を買って、そこに進入道路をつくるということでございます。県の工事ですので、なんら問題はないと思います。審議よろしくお願ひします。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。ございませんか。

（ありませんの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第6号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） 異議なしと認め、第6号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第7号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第7号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。利用権の種類は賃貸借権、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は1,371㎡、期間は6年間です。

次に、3番から6番までは同一の申請になります。利用権等の種類は賃貸借権、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は6,867㎡、期間は5年間です。こちらに関しましては、借人のほうは見ていただくとわかるかと思いますが、会社法人の貸し借りになります。こういった一般会社の貸し借りについては、営農計画等を出していただくような形になっておりまして、そちらのほうは事務局のほうで確認をさせていただいております。また、周辺農地とかの影響があるような場合や農道の整備や水利関係で地元と協力が得られなかった場合には解除条件付きでの契約が付帯されております。

次に、7番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、面積は2,164㎡です。

次に、8番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、面積は4,235㎡です。

次に、9番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、面積は500㎡です。

10番から28番は同一の申請になります。利用権等の種類は使用貸借権、土地の所在地等は記載のとおりで、面積は16,150㎡、期間は10年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第7号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画6件でございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○5番（原 靖君） はい、申します。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） 5番、原です。

この〇〇〇の主な生産されている農産物というのは何があるんですか。

○事務局（上田 賢君） 就農を始められたばかりなんですけど、現在、阿蘇のほうでお米を作られているというふうに伺っています。南関においてもお米を作られるという計画が出されています。また、〇〇〇にも今回、同月に申請をされているというのを伺っております。

○5番（原 靖君） もう一つ、この〇〇〇さんの契約の中で解除条件付という言葉がさっき出ていましたけど、何が解除条件付ということなんですか。

○事務局（上田 賢君） 法律の改正で、昔は農業生産法人とかじゃなければ農地の貸し借りというのはできなかったんですが、法律の改正で一般の会社でも農業に参入することができるようになりました。ただし、その場合には、先ほど申し上げた、例えば農業を周辺の農地との作付け計画に影響があるような作物を作ったりだとか、道路の管理だとか、水利の管理等々の作業とか、そういったものには協力を必ずしなければならぬというふうになっております。それに協力できないようで悪い影響を与えるようなことをされる場合には、その解約をこちらからさせることができるような、農業委員会からのあれで強制的に解約をさせるような旨の条項がないと一般の会社は借りられないというふうになっております。なので、中途解約ができるようなというご説明をさせていただきました。

○5番（原 靖君） 営農計画というか、その中にそれが入っている。

○事務局（上田 賢君） そうですね。と確約書というような形です。

○5番（原 靖君） そうですね。はい、わかりました。

○議長（松村 公正君） これ一番心配するとは、その水じゃん。

○5番（原 靖君） そぎゃんだんね。

○議長（松村 公正君） ここはあげよつとやろ。管理ば、誰か、どがんですか、そのあたりは。

○4番（矢野 房幸君） そこは、ちょっと事務局、上田さんと私も相談したんですよ。耳に入ってきてからですね。これが総会なので話しますけど、1番、2番ですたいね、賃貸借のこの分は、ここは新規になっていますけど、だいぶん昔から作ってあつとですよ。それから、その下が、今、原委員からおっしゃった3、4、5、6番の賃借権設定の今言った〇〇〇もたいね。これはちょっと1筆ずついけば、これが場所がばらばらですもんね。ちょっとどこちゅうかばつてん、畑と田で言えば、畑も2枚あって、いろいろあつとですたいね。そして、畑の場合は、これは私どもも言つとるばつてんが、白毛原営農組合は結局組合で一応組織で作つとるけん、それに応じた作付けばしてもらわんとでけんけんがちゅうことも再三、私も直接の連絡が入つとらんばつてん、そこよかつかなつて私もちょっと心配しとつたもんだけん、上田さんに聞いたらこういうこつがあるけんちゅうたけん、一応よかつじゃなかなつて思うです。だけん、さっき上田さん、事務局のほうからおっしゃった解約の件がどうかなちゅうか、わざわざ向こうからこっちに来て、田んなかも一反作つたぐらいで、ここは一反ちょっとばかりのつがあそこにあつと、それは開田は水当番も時間がくれば夜中でん水をとるためから、ポンプとめなし、どんどんあぐるけん、連絡が、その当番の者で連絡が来るからすぐ上がるつて、夜中でんが暗がり水取りがでけん。ロータリーで一応水の水压がひどかけんですね。それでやつば規約もいろいろあるけん、その点上田さんから私も聞いてから、役員の担当に言つて、規約ば持つて行つて、やつてから、向こうにやつてくれち言つておきました。

○事務局（上田 賢君） そうですか。

○4番（矢野 房幸君） だけん、たぶん大丈夫じゃろうと私も、それは信用せんとしよんなかですもんね。こつちん関村の前1枚買田ん中があるとばつてん、それも結局用水のまったく違うところから用水ば引っ張るしですね。また、こつちのほうのお米も田んぼもあつちとこつちじゃ、川の手前と向こうとあるけん、手前のほうがそら水利がまた用水の堰がまたぜんぜん管轄が別だけん、そのときも全部で用水組合の雛形はありますから、それに応じたやつの対応ばしてもらわんと私たちも困るもんだけんですね。そるばつてん、内容ばちょっと上田さんとちょっとそのあたり事務局と話してしたら、だいたいできとるごたるけん、良かかなと思います。

開田はポンプアップがあるもんだけんですね。

○議長（松村 公正君） やっぱそっがですね。そして近くならよかばってんが、合志から来て、すっでちや。

○4番（矢野 房幸君） 水当番の件もあつてでしょうが。あれが朝7時交代24時間勤務やけんですね。あら水とってしまうあいだはとにかく。26町ぐらいあつとですよ。〇〇〇が。ばってん、今は金のかかるのと、米価が安かつてですね。そすと今度は、年とつてもうでけんばなちゆう人も多かつてすたいね。だけんが、今そるけん、〇〇〇からでん作りにきよるばってん、だけん今、去年の作付けで5町ぐらいしか作つとらんですもんね。

○議長（松村 公正君） ばってん、がんして来てくるつとは、よかこっじゃあるもんな。こらでくるもんなら。

○4番（矢野 房幸君） 遊休地にしとくよか、やっぱもったいなかですたいな。基盤整備しとるけんですね。

〇〇〇の米は南関で1番美味かつていう話だったもんだけんが。

どうでんがな、ボウリング4基でポンプアップしてあげよるけんですね。そるば管はどんくらいですかね。どんくらいぐらいでしょね。それはそつでポンプ場から全部まかないよるけんですね。

○議長（松村 公正君） ほかに何かございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第7号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、7号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） それから、その他報告事項、事務局、ございますか。

○事務局（上田 賢君） 特にないです。

○議長（松村 公正君） 報告事項もないようでございますが、何かほかに、他の事項でございますが、何かございませんでしょうか。また活動記録簿もきておりますので、今回も精一杯頑張ってください、お忙しいなかでしようがあたりは頑張ってくださいと思います。

ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議案事件の字句等の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、処理することにいたしました。

皆様には慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席をおります。どうも。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） はい、起立。

これをもちまして、第2回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後2時01分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人